

国立大学法人静岡大学中期計画

【平成16年 6月 3日 文部科学大臣認可】

【平成17年 3月31日 文部科学大臣変更認可】

【平成18年 3月31日 文部科学大臣変更認可】

【平成21年 3月31日 文部科学大臣変更認可】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

- ① 専門分野との有機的連関を有する幅広い教養、外国語によるコミュニケーション能力、情報活用能力、プレゼンテーション能力を高めるため、平成18年度から教養教育カリキュラムを全面的に改定する。英語については、先行的に平成17年度から実用英語科目を導入する。
- ② 大学教育センター企画・マネジメント部門の協力の下に、各学部固有の教育の特色を生かした教育計画を策定する。
- ③ 社会のさまざまな領域において貢献することのできる、柔軟な課題対応能力、対人関係能力を育成する。
- ④ 企業や社会の要求に応えることのできる専門的知識・能力を育成する。
- ⑤ 大学院へ進学し、引き続き研究を続ける人材を養成する。
- ⑥ 教育成果の検証に向けた研究開発を行い、卒業生による評価や就職先での評価等、多角的な評価方法に基づいた検証システムを導入する。
- ⑦ 平成18年度から導入する新しい教養教育カリキュラムについて、平成21年度に外部評価を実施する。

<大学院課程>

- ⑧ 高度の専門的職業に必要な高い能力を育成する。
- ⑨ 国際的水準の深い専門知識と高い研究開発能力を育成する。
- ⑩ 大学院教育に対する修了生による評価や就職先での評価など多角的な評価方法に基づいた検証システムを導入する。

(2) 入学者受け入れに関する目標を達成するための措置

- ① 各学部、研究科等の求める学生像について広く情報を公開し、それにふさわしい入試を実施する。
- ② 全学入試センターを中心に、受験生の量・質両面における確保のための多様な対策を実施する。
- ③ 入試制度の多様化、入学機会の拡充及び長期在学制度の導入等により、留学生、社会人等を含む多様な学生を受け入れる。
- ④ 選抜制度別の入学生の学習状況、進路等について追跡調査を行い、選抜方法の改良と適正化を図る。

(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

教育課程の編成

- ① 各授業における予復習の時間を確実に確保できるカリキュラム編成を行う。
- ② 高校教育との連携を考慮したカリキュラムとするとともに、理系科目については平成18年度から高校教育を補完する授業科目を開講する。
- ③ 卒業後の進路をふまえた教育プログラムを導入し、インターンシップを積極的に取り入れる。
- ④ 学部4年で卒業する者、修士課程まで進学する者の双方を考えた学部・修士課程における教育の体系的カリキュラムを開発する。
- ⑤ 国際的通用性・共通性を有するカリキュラム編成に努めるとともに、国際標準がある分野では教育目的に合致する限り、積極的に認定を受ける。
- ⑥ 学生の関心と学習目標に応じて、他学部の授業の履修を奨励するとともに、転学部・転学科制度の見直しを図る。
- ⑦ 静岡大学の置かれた地域について学ぶ教育や地域特性を活かした教育を導入し、地域との共生を図る。

- ⑧ 平成18年度から、理系学部、学科の学生に十分な基礎学力を習得させるために、学生の学習履歴に合ったカリキュラムを学部横断的に展開する。
- ⑨ 県内の公私立大学等と連携して、単位互換、共同授業及び遠隔授業等を推進する。

授業形態、学習指導法

- ⑩ シラバスに、特に予復習に関する事項を明記する。
- ⑪ 学生の学習動機を高めるために、学生参加型の授業（文系におけるディスカッション、工学系におけるものづくりなど）の割合を増やす。
- ⑫ 様々なメディアを活用した授業の在り方についての研究を行い、全教員に普及させる。
- ⑬ 大学での学びと社会との繋がりが実感できるよう、座学に加え、実習・フィールドワークなど体験的授業を増加させる。
- ⑭ 個々の学生に対するきめこまかな指導体制を確立する。

適切な成績評価

- ⑮ 厳正な成績評価を実施するために、授業のねらいと評価基準、評価方法を担当教員集団単位で決定し、成績結果の説明責任を共同で負う体制を確立する。
- ⑯ 平成16年度から総合的な成績評価制度の導入について検討を開始し、平成18年度から現行の成績評価法を改正する。

<大学院課程>

- ⑰ 修士課程においては、多様な学生に専門的知識を修得させるため、他大学出身者や社会人入学者向けの大学院導入科目を充実するとともに、それぞれのニーズに応じた体系化されたカリキュラムを編成する。
- ⑱ 博士課程においては、従来のように狭い専門だけを教授するのではなく、社会の変動に対応できる幅広い専門知識を身につけさせる教育計画を策定する。
- ⑲ 授業内容、成績評価方法等を明記したシラバスを作成する。

(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等

- ① 全学的見地に立って各部局、センター等に教職員を戦略的に配置する。
- ② 講座制の見直し等、各部局における教員の柔軟な配置を図る。
- ③ 受講者の多い実験・演習科目においては、原則としてティーチング・アシスタントを付けるなど教育活動を支援するための体制を整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備

- ④ 平成16年度に、大学教育センターに資料室を設置し、メディア教材の有効活用を図る。
- ⑤ 附属図書館において学習用図書等資料類の系統的整備を行う。
- ⑥ コンピュータ・リテラシー教育やe-Learningのための施設設備の改善を図る。
- ⑦ シラバスの電子化を平成16年度から試行し、平成18年度から完全実施する。
- ⑧ 学生への掲示・呼び出し等の電子化等、学習環境の電子・ネットワーク化を推進する。

部局を越えた協力体制の確立

- ⑨ 全学的協力体制の下、学生のニーズに応じて学部・学科の壁を越えて授業科目の履修の幅を広げる。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

- ① オフィスアワー、オリエンテーション、ガイダンスなどの積極的活用による修学上の諸問題についての相談・指導・連絡体制を確立する。
- ② 自主的学習を支援する環境（施設・設備等）の充実を図る。
- ③ 学業成績が特に優秀な者又は課外活動等において特に優秀な成績を挙げた者に対する表彰制度を積極的に運用し、モチベーションの昂揚を図る。
- ④ オピニオンボックスや平成16年度から導入予定の学生モニター制度を活用して、学生のニーズを把握する。

生活相談・就職支援等

- ⑤ 生活面、修学面に関する学生相談窓口（保健管理センター、学生相談室等）間の連携を図る。
- ⑥ 平成16年度に就職課を設置し、就職情報の効率的な管理・提供を行う。
- ⑦ キャリア・アドバイザーの配置等により就職指導体制を充実させる。
- ⑧ インターンシップ等の充実、同窓会との協力等により就職先を開拓する。

経済援助制度の整備

- ⑨ 学業成績、奨学金の受給状況、経済状況、生活実態を総合的に評価した、授業料・入学金等の減免及び助成制度を整備する。
- ⑩ ホームページなどにより、各種奨励奨学金情報入手の利便化を図り、申請手続きに関する支援を行う。

社会人学生に対する配慮

- ⑪ 福利厚生施設、学習・生活面についての相談窓口等を充実(夜間主コースなどへの対応)する。
- ⑫ 学内外の施設を利用したサテライト教室を開設する。

留学生に対する配慮

- ⑬ 指導教員、授業担当教員、留学生担当教員、チュータ等と留学生センターとの連携協力による、入学から修了までの教育指導・支援体制を充実強化する。
- ⑭ 日本語教育（予備教育、補講、教養教育、専門教育）、日本事情教育などを充実する。
- ⑮ 留学生に対する広報及び生活支援面での相談体制を充実強化する。
- ⑯ 国内外における留学生の事故・事件に際し迅速に対応するための体制を整備する。

正課外活動に対する支援

- ⑰ 全学的な正課外教育のコーディネート、個々のサークル活動への支援、施設の開放など学生助育体制を充実する。
- ⑱ 静岡・浜松両キャンパスの学生サークル交流の支援、留学生と日本人学生との交流など、多様な交流を推進する。
- ⑲ 学生ボランティア活動に対する支援を充実する。

(6) 教育活動の評価及びその改善のための措置

- ① 学生による授業評価の結果を、担当教員にフィードバックすると同時に学生に向けて公開する。
- ② 教員による教育改善のための自己点検評価とともに、卒業生、外部メンバー等による外部評価を行う。
- ③ 教材・教育内容の電子化、授業の改善などについてのプロジェクト研究を行い、その成果を基に、平成17年度に『教師必携』を発行する。
- ④ これまで試行してきた教員相互の授業公開の仕組みを、平成16年度から本格的に採り入れ、日常的に授業改善を行う。
- ⑤ 教職員、学生、あらゆる教育当事者の教育上の権利を尊重し、対等平等なコミュニケーションを通じてFD活動を活性化させる。
- ⑥ 平成16年度から、合宿研修の形態で新任教員研修・中間研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の成果に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ① 学術と文化を支える基礎的研究の上に立ち、国際的な研究、地域に根ざした研究、産業界や地方自治体等公的機関と連携した研究を推進する。特に以下の領域に重点的に取り組む。
 - －光・電子情報分野、特にナノビジョンサイエンス領域における先端的研究
 - －生命・環境科学に関する学際的な研究
 - －アジアに根ざした自然と社会・文化に関する接近方法を再発見する研究
 - －地域に密着した課題を発掘し、その解決を目指す研究
- ② ポテンシャルの高い研究者・研究者集団を部局横断的に結集、組織化し、新しい研究領域を切り拓く。

研究成果の社会への還元

- ③ イノベーション共同研究センターを窓口、地域と社会の要請に応え、研究成果、学術情報

を公表する。

- ④ 知的財産本部を中心に、静岡TLOとの連携を強化し、技術移転を促進するとともに特許取得数拡大を目指す（平成16年度25件。中期目標期間中に倍増を目指す）。
- ⑤ 知的財産創出のための地域産学官連携プロジェクト研究、ベンチャー起業を目指した研究、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発をそれぞれ推進する。
- ⑥ 行政機関、社会諸団体等の要請に応える講座や講演会、各種審議会、各種相談窓口等を通じた、専門的知識の提供を推進する。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置

- ① 部局及び研究科内の研究組織の見直しを行い、部局横断的な研究プロジェクト、部局内の分野横断的な研究プロジェクトを臨機応変に組めるようにする。
- ② 客員教授等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。
- ③ 一定期間研究に専念できるように、研究専念期間（サバティカル）制度の整備を図る。
- ④ 技術職員の資質向上を図るとともに、研究支援体制を整備する。
- ⑤ プロジェクト研究にリサーチ・アシスタントを優先的に活用する。

研究資金の配分

- ⑥ 大学として取り組むべきプロジェクト研究に、優先的に研究資金を配分する。
- ⑦ 萌芽的な研究や若手研究者への支援を強化する。

研究設備等の活用・整備

- ⑧ 研究室・研究設備の有効な活用を図る。
- ⑨ 全学的なマネジメントの下に施設の有効活用及び、改築又は補修を行う。
- ⑩ 情報のセキュリティを確保し、かつ性能のよいネットワーク環境を整備する。
- ⑪ 高度な数値計算に必要な性能を有する計算環境を確保する。
- ⑫ 図書館建物及び設備の整備により、効率的な情報提供を可能とする研究環境を整備する。
- ⑬ 図書及び電子資料類の系統的整備を行う。
- ⑭ 競争的資金の獲得により大型研究装置を導入し共同利用する。

知的財産の管理及び活用

- ⑮ 知的財産の管理及び活用に関する実施体制を整備する。
- ⑯ 特許取得及び特許の活用を拡大する。
- ⑰ 技術移転促進のための産学官交流・協働の場（技術交流会、相談会、懇談会）などを充実して、これを活用する。

共同研究の推進

- ⑱ 未踏技術開発等につながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、ニーズに基づく共同研究を推進する。イノベーション共同研究センターにおいては、共同研究の件数を中期目標期間中に50%以上の増、プロジェクト研究については倍増を目指す。
- ⑲ 学内共同研究施設間の連携によるプロジェクト研究、分野、学部横断的なグループ研究を推進する。
- ⑳ リサーチ・アシスタント配置などにより研究活動を支援する体制を整備する。

（３）研究活動の評価及びその改善のための措置

- ① 研究活動面に関する全学的な評価システムとフィードバック体制を確立する。
- ② 研究の評価結果を、資源配分に反映するシステムを整備する。

３ 社会との連携に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力

- ① 生涯学習及び社会人教育に関する大学の活動を統合・調整するために、生涯学習教育研究センターなど既存の組織を見直し新たな体制を整備する。
- ② 社会人入学制度、リカレント教育、高度専門職業人教育、生涯学習支援者教育を拡充する。
- ③ 小学校・中学校・高校など教育現場の連携ニーズに対応して、大学教員の派遣、教員研修会などにより教育支援活動を行う。

- ④ 科目等履修生の受け入れ、資格取得講習の開催等を通じて、社会人のブラッシュアップの場を提供する。
- ⑤ 公開講座、講演会、シンポジウム等を積極的に開催し、地域住民の知的要求に応える。
- ⑥ 地方自治体主催の市民講座等の教育サービスと連携し協働する。
- ⑦ 市民相談部門（こころの相談室、法律相談、技術相談等）の活動を推進する。
- ⑧ 外国人居住者との共生に向けた施策など地域的課題に応える。
- ⑨ 大学の活動に関する情報を、広く地域に向けて発信する。
- ⑩ 地方自治体・教育委員会・産業界などとの交流の場を多様化し拡充する。
- ⑪ 大学発のベンチャー企業を積極的に育て発展させる。
- ⑫ 附属図書館の地域公開をさらに拡充する。
- ⑬ 地域住民による体育施設、農場など諸施設の利用を促進する。
- ⑭ 大学開放事業を拡大・充実させる。

同窓会等との連携強化

- ⑮ 定期的な懇談会の開催等を通じて、同窓会等との日常的連携を強化する。
- ⑯ 平成16年度に連合同窓会を発足させ、その本部を学内に設ける。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

諸外国の大学等との交流

- ① 留学生センター及び関連委員会等の改組再編を通じて、学生交流と研究交流の組織的支援と推進に向けた体制を平成18年度までに構築し、大学の国際化を総合的に促進する。
- ② 留学生のニーズの多様化に対応する教育プログラムの開設、サマースクールの拡大等をすすめる。
- ③ 魅力ある静岡大学の姿を積極的に打ち出すために、海外における大学説明会への参加やホームページの充実を図る。
- ④ 留学生の受け入れや学生の海外派遣を増加させるための体制を整備する。
- ⑤ 国際交流協定校の拡大と協定校との協定内容（学生交流、学術交流、共同研究等）の充実を図る。
- ⑥ 国際交流に関するデータベースの構築と運用の拡充を図る。
- ⑦ 教員任用制度を柔軟に活用し、諸外国の大学等との教育研究上の人的交流を促進する。

教育研究活動に関連した国際協力

- ⑧ 開発途上国への教育研究及び技術開発面での協力体制を整備する。
- ⑨ 国際協力事業団等が主催する国際的教育関係プロジェクト等に協力する。
- ⑩ 地域社会の国際化に対応した外国人等への教育支援を推進する。

5 附属学校園に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力

- ① 教育実習の在り方を検討し、一層の充実を図る。
- ② 附属学校園間や附属学校園と大学・学部間の授業担当の交流を推進する。
- ③ 学部生及び大学院生の実践現場での参画活動を伴う授業科目を附属学校園と共同で実施するなど、日常的な連携を強化する。

学校運営の改善

- ④ 平成16年度に、附属学校園の将来計画に関して総合的に検討を行う委員会を設置し、学校運営の改善を図る。
- ⑤ 異校種間、同校種間の連携をいっそう深めるとともに、平成16年度に、附属学校園ごとに「特色ある学校づくり計画書」を策定し、取り組み可能な課題から実施する

地域の拠点校としての役割

- ⑥ 大学・学部及び地域の公立学校園等と連携・共同し、学校現場における今日的な教育課題に対応した研究開発を行う「学校現場型研究プロジェクト」を実施する。
- ⑦ ネットワークや情報機器類の整備を進め、地域の情報拠点機能を強化することにより、e-Learningや情報提供等の事業を積極的に行う。
- ⑧ サテライト教室を会場にした公開講座等を開催する。

施設設備の充実

- ⑨ 施設設備の実態調査の実施と課題の整理を行い、充実に向けた年度計画案を策定する。
- ⑩ サテライト教室を全学の施設として大学院の授業等に活用するとともに、土曜日、日曜日に学校施設を活用できるようにする。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立

- ① 学長・理事を全学的な経営戦略策定の中核として、学長補佐体制の強化を図る。
－学内資源（人員、予算、施設等）の有効かつ効果的な運用を実現するために、学長指名による構成員（学外から登用する専門的能力を有する人材を含む）からなる戦略会議等を設置する。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等の運営

- ② 部局単位での政策立案能力と組織運営の機動性・効率性を高めるために、副学部長・代議員会等を設置し、部局長のリーダーシップを確立する。
- ③ 各教員が教育研究に専念できるようにするために、教授会の所掌事項を精選する。

内部監査機能の充実

- ④ 監査室を設け、業務の権限と責任の分担をより明確にするとともに、相互の内部チェック機能を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直し

- ① 法科大学院の平成17年度設置を目指し、人文学部及び人文社会科学研究科の組織再編を図る。
引き続き、学部分割等、受験生ニーズに応え、社会に分かり易い組織改革を図る。
- ② 電子科学研究科及び理工学研究科を改組し、農学部教員の参加も得て、浜松地区と静岡地区に地域産業とも関連した特色ある高度な大学院（博士課程）の平成18年度新設を目指す。
- ③ アジアに根ざした自然と社会・文化に関する研究科の設置を目指す。
- ④ 附置研究所の部門を再編し、ナノビジョン関係のセンターを設置するなどして、21世紀に対応した研究環境の整備を図る。
- ⑤ 教員養成課程の質的充実と強化のため、教育学部の改組を図る。
- ⑥ 平成18年度に、理学部生物地球環境科学科を発展的に改組し、生命の秩序と多様な適応戦略を中心とする学科と、地球の進化ならびに地球環境をテーマとした学科の2学科を設置する。

他大学等との統合・再編

- ⑦ 中期目標期間中に、近隣の大学との統合を目指す。
- ⑧ 農学系連合大学院のあり方について関係大学と協議し、中期目標期間中に方向性を明確化する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用

- ① 教員については教育・研究、地域連携、国際連携、管理運営等への貢献、事務職員及び技術職員については教育研究支援や管理運営業務への貢献を評価し、待遇に反映させるシステムを中期目標期間中に構築する。

柔軟な人事制度及び多様な教職員構成

- ② 労働時間・雇用形態の弾力的な運用を図る。
- ③ 任期制・公募制の積極的活用により、教員の流動性を高める。
- ④ 女性教職員、外国人及び障害者の採用を積極的に進め、多様な教職員構成を図る。

事務職員等の採用・養成

- ⑤ 事務職員の採用については、東海地区における競争試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種については、大学独自の柔軟な採用制度を構築する。
- ⑥ 業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力・行動力を身につけることがで

- きるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修の制度化を図る。
- ⑦ 採用時の研修の徹底、国内外の民間企業、大学等への派遣研修を行う。
 - ⑧ 職務内容の特性に応じて、在任期間を長期化して事務職員の専門能力を高める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能、編成の見直し

- ① 業務の効率化、能率化を図るため、事務処理の簡素化、一元化、集中化を図る。
- ② 業務情報の一元化を推進する。
- ③ アウトソーシング可能な業務について検討し、導入を図る。

学内情報基盤整備

- ④ 全学の情報基盤を統合的に管理する体制を構築し、より効率的な業務情報化と、より効果的な研究・教育への情報サービスの実現を目指す。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金の獲得

- ① 部局ごとに外部研究資金獲得のための申請件数及び受入額の目標を設定するなど、研究マネジメント機能を強化する。
- ② イノベーション共同研究センターを基盤に、各部局との連携を強化し、産学連携、地域貢献を促進しつつ、自己収入の増加を目指す。
- ③ 大学の保有する機器を活用した試験、調査などの受託を積極的に進める。

収入を伴う事業の実施

- ④ 既存の組織を基礎に新たな学内組織を整備し、(1)公開講座の充実、(2)ビジネス支援講座等の専門講座開催等の、新たな大学教育開放プログラムの開発、(3)科目等履修生募集への意識的取り組み(パンフレット、ホームページ、学外説明会開催等)等を行い、事業収入を増加させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図るとともに、教職員の適正配置に努める。
- ② 光熱水費、通信費、消耗品費などの管理運営経費を全学で計画的に抑制する。

Ⅳ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的に既に稼動している「静岡大学教員データベース」を一層充実させて、評価のための情報基盤を絶えず強化する。
- ② 教育、研究、管理運営、地域連携、国際連携等に対する各部局等の活動及び教員個々の活動について評価を行うシステムを、平成18年度を目途に構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 教育目標と教育内容を刊行物及びホームページ上でより積極的に公開する。
- ② 研究情報及び研究成果等をホームページ上で公開する。
- ③ 学内刊行物の集約化を図り、その電子化を進める。
- ④ 広報に関する窓口を一本化し、外部からのアクセスを容易にする。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備

- ① 実験研究の高度化や情報化の進展に沿った施設設備の充実を図る。
- ② 学生の福利厚生施設の整備充実を図る。
- ③ 校舎等の老朽化改善・再生整備を行う。
- ④ 大規模災害に対する施設設備の安全性能を確認の上、不良な点は速やかに改善する。
- ⑤ 室内環境の把握に努めるとともに外部に有害物質を排出しない施設設備を整備する。
- ⑥ ハートビル法に準拠した施設の改善を行い、ユニバーサルデザインを導入する。

- ⑦ 教育研究の場にふさわしい屋外環境の整備を行う。

施設等の有効活用及び維持管理

- ⑧ 施設マネジメント体制を確立して、施設等の適切な共同利用や再配分を積極的に進め、効率的活用を図る。
- ⑨ 施設に関する自己点検評価を徹底し、それに基づく有効な利活用を図る。
- ⑩ 計画的な建物の維持保全及び管理の方策を作成し実施する。
- ⑪ 情報基盤整備として、安全で優れた性能を有する学内ネットワークとその運営体制を再構築し、全学への情報サービスの一元化を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生等の安全確保

- ① 防犯警備体制の強化を図る。
- ② 危険薬品類の取扱いや研究室・実験室等の薬品等の管理に係る規則・マニュアルをもとに学内の教職員及び学生の安全管理に対する日常の管理について、定期的点検を実施する。
- ③ 有害廃液処理・実験等に使用する化学薬品の管理、日常の心構え等について教育・研修を行い、安全対策の徹底を図る。

労働安全衛生法等をふまえた安全管理・事故防止

- ④ 教職員の健康、安全を図るため、安全衛生管理体制を恒常的に見直す。
- ⑤ 教職員・学生に対し、事故発生時の初動対応の徹底を図る。
- ⑥ 実験に使用する薬品の購入管理、使用管理、廃液処理までの総合管理システムを構築する。

「東海地震」を想定した防災体制の確立

- ⑦ 学生に対する地震・防災教育の一環として、地震と防災に関する授業科目の充実を図る。
- ⑧ 緊急時に対応可能な学内防災体制組織を確立する。
- ⑨ 学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る。
- ⑩ 地域住民との防災ネットワークを強化するとともに、地方自治体との連携を整備する。
- ⑪ 学生ボランティアを養成・支援し、有事の際の協力体制を構築する。
- ⑫ 地震発生時の初動体制を確立するため、有効で実用的な防災トレーニングを実施するとともに、教職員、学生への一層の周知徹底を図る。
- ⑬ 大学キャンパスが有事の際の避難地としての機能を果たすために、避難場所、食糧備蓄等の計画・整備を行う。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- ① 短期借入金の限度額
28億円
- ② 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX 剰余金の使途

- ① 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 設備・施設に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 324	施設整備費補助金 (324)

2. 人事に関する計画

○ 教員人事について

(1) 雇用方針

- ① 任期制・公募制の積極的活用により、教育・研究等それぞれの分野にふさわしい人材を雇用するとともに教員の流動性を高める。
- ② 女性教員、外国人及び障害者の採用を積極的に進め、多様な教員構成を図る。

(2) 人事評価システムの整備

- ① 教育・研究、地域連携、国際連携、管理運営への貢献などを評価し、待遇改善に反映するシステムを構築する。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種については、大学独自の採用制度を構築する。

(2) 人事育成方針

- ① 業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力、行動力を身につけることができるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修の制度化を図る。
- ② 民間企業等での研修の機会を充実させる。
- ③ 職務内容の特性に応じて在任期間を長期化し、事務職員の専門能力を高める。

(3) 人事交流

- ① 組織の活性化を図るため、関係機関との人事交流を継続する。

(4) 人事評価システムの整備

- ① 管理運営業務、教育研究支援業務等職務への貢献を評価し待遇に反映させるシステムを構築する。

○ 人件費について

- ① 人件費の効率的な運用を図るため、全学的な人員配置及び人件費管理計画を策定する。

(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 73,227 百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI 事業)

該当なし

(長期借入金)

該当なし

(リース資産)

該当なし

別表（収容定員）

平成 16 年度	人文学部	2,200 人
	教育学部	1,600 人 (うち教員養成に係る定員 1,040 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,420 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	76 人 (うち修士課程 76 人)
	教育学研究科	144 人 (うち修士課程 144 人)
	情報学研究科	95 人 (うち修士課程 95 人)
	理工学研究科	611 人 〔うち修士課程 524 人 博士課程 87 人〕
	農学研究科	174 人 (うち修士課程 174 人)
	電子科学研究科	63 人 (うち博士課程 63 人)
平成 17 年度	人文学部	2,135 人
	教育学部	1,600 人 (うち教員養成に係る定員 1,040 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,420 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	69 人 (うち修士課程 69 人)
	教育学研究科	144 人 (うち修士課程 144 人)
	情報学研究科	100 人 (うち修士課程 100 人)
	理工学研究科	611 人 〔うち修士課程 524 人 博士課程 87 人〕
	農学研究科	174 人 (うち修士課程 174 人)
	電子科学研究科	63 人 (うち博士課程 63 人)
法務研究科	30 人 (うち専門職学位課程 30 人)	
平成 18 年度	人文学部	2,070 人
	教育学部	1,600 人 (うち教員養成に係る定員 1,040 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,350 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人 (うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人 (うち修士課程 144 人)
	情報学研究科	100 人 (うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人

	工学研究科	(うち修士課程 140 人) 454 人
	農学研究科	(うち修士課程 454 人) 174 人
	自然科学系教育部	(うち修士課程 174 人) 150 人
	法務研究科	(うち博士課程 150 人) 60 人
		(うち専門職学位課程 60 人)
平成 19 年度	人文学部	2,005 人
	教育学部	1,600 人
		(うち教員養成に係る定員 1,040 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,280 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人
		(うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人
		(うち修士課程 144 人)
	情報学研究科	100 人
		(うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人
		(うち修士課程 140 人)
	工学研究科	524 人
	(うち修士課程 524 人)	
農学研究科	174 人	
	(うち修士課程 174 人)	
自然科学系教育部	150 人	
	(うち博士課程 150 人)	
法務研究科	90 人	
	(うち専門職学位課程 90 人)	
平成 20 年度	人文学部	1,940 人
	教育学部	1,600 人
		(うち教員養成に係る定員 1,040 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,210 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人
		(うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人
		(うち修士課程 144 人)
	情報学研究科	100 人
		(うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人
		(うち修士課程 140 人)
	工学研究科	524 人
	(うち修士課程 524 人)	
農学研究科	174 人	
	(うち修士課程 174 人)	
自然科学系教育部	150 人	
	(うち博士課程 150 人)	
法務研究科	90 人	
	(うち専門職学位課程 90 人)	

平成 21 年 度	人文学部	1,940 人
	教育学部	1,600 人 (うち教員養成に係る定員 <u>1,080</u> 人)
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,140 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人 (うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人 (うち修士課程 124 人 専門職学位課程 20 人)
	情報学研究科	100 人 (うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人 (うち修士課程 140 人)
	工学研究科	524 人 (うち修士課程 524 人)
	農学研究科	174 人 (うち修士課程 174 人)
	自然科学系教育部	150人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	90 人 (うち専門職学位課程 90 人)

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	63,423
施設整備費補助金	324
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,074
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	37,508
授業料及入学金検定料収入	36,799
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	709
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,611
長期借入金収入	0
計	107,940
支出	
業務費	100,931
教育研究経費	79,389
診療経費	0
一般管理費	21,542
施設整備費	324
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,611
長期借入金償還金	2,074
計	107,940

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額73,227百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人静岡大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成課程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮しない。

国立大学法人の運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
 - ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。
- [学部教育等標準運営費交付金対象収入]
- ⑤「入学科収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
 - ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

E(y) : 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y) : 特別教育研究経費(⑫)を対象。

H(y) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda (\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)、附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。(J'(y))は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ [ガンマ] : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	105,158
經常費用	105,158
業務費	95,673
教育研究経費	10,071
診療経費	0
受託研究経費等	3,038
役員人件費	737
教員人件費	69,272
職員人件費	12,555
一般管理費	8,005
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,480
臨時損失	0
収入の部	105,158
經常収益	105,158
運営費交付金	62,249
授業料収益	30,313
入学料収益	4,802
検定料収益	1,106
附属病院収益	0
受託研究等収益	3,038
寄附金収益	1,461
財務収益	0
雑益	709
資産見返運営費交付金戻入	1,022
資産見返物品受贈額戻入	393
資産見返物品寄附金戻入	65
臨時収益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	109,150
業務活動による支出	103,678
投資活動による支出	2,188
財務活動による支出	2,074
次期中期目標期間への繰越金	1,210
資金収入	109,150
業務活動による収入	105,542
運営費交付金による収入	63,423
授業料及入学金検定料による収入	36,799
附属病院収入	0
受託研究等収入	3,038
寄附金収入	1,573
その他の収入	709
投資活動による収入	2,398
施設費による収入	2,398
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,210

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの継承見込額1,210百万円を含む。